「土屋和樹と未来を変える友の会」 寄付のお願い

同会は、土屋和樹が政治資金規正法に基づき指定した資金管理団体です

「土屋和樹と未来を変える友の会」では、土屋和樹の政治活動をサポートしていただく方法のひとつとして、個人の方からの、少しずつの寄付を募っております。

日本ではまだまだ馴染みの薄い個人献金ですが、若い政治家を育てる重要な役割を 担っています。

いくらでも結構です。「あなたと、変える」ため、ご参加のほどよろしくお願い致します。

くご注意点>

- ①個人の方限定
- ②日本国籍以外の方、他人名義、匿名での寄付は不可
- ③上限は年間 150 万円
- ④年間 5 万円を超える寄付は、氏名、住所、職業、金額、寄付年月日が政治資金収支報告書に 記載され情報公開対象

<お申し込みは>

①FAXご希望の方は、申込用紙に必要事項ご記入の上、お送りください FAX:03-6903-9807 ②メールご希望の方は、ホームページの「メールの方はこちら」ボタンからお進みください 折り返し、入金いただく口座番号をご案内致します

「土屋和樹と未来を変える友の会」 規約

- 第1条 本会は「土屋和樹と未来を変える友の会」と称し、その事務所を東京都北区内に置く。
- 第2条 本会は土屋和樹の政治活動を支援することを目的とするとともに、北区および東京都の未来をともに考え、ともに切りひらき、同時に会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は目的達成のため、次の活動を行う。
 - 1. 政策研修、講演、討論会の開催
 - 2. 会報の発行
 - 3. 相談所の開設
 - 4. 懇談会、旅行会などの親睦
 - 5. その他、目的達成のために必要な事項
- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。
- 第5条 本会に次の役員を置く。

代表、会計責任者、会計職務代行者、ほか幹事など若干名。

- 第6条 本会の役員選出、規約変更などは総会において決定する。
- 第7条 本会の経費は寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第8条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第9条 その他、本規約に定めのない事項については役員会で決定する。
- 付則 本規約は平成30年9月21日より実施する。